

議案第 8 号

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（令和 5 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の第 2 欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 3 欄に掲げる事務及び市の執行機関が<u>行う特定個人番号利用事務</u></p> <hr/> <p>とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の第 2 欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 3 欄に掲げる事務及び市の執行機関が<u>第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u> _____ を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u> _____ であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用</u>特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> _____ を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> _____ であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 _____ 特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。